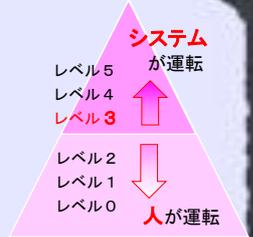




自動運転に関する法律

が整備されました。



1. 自動運転中も**運転**です。

自動運行装置を使用して自動車を用いる行為を運転と規定、自動運転のシステム(自動運行装置)が自動車を走行させる場合も運転手の「運転」行為とされました。



2. 一定の条件下でのみ**自動運転**できます。

自動運行装置の**使用条件に従わないで自動運転を行うことは禁止**されました。

「高速道路に限る」
などです。



自動運行装置使用条件違反



3. 自動運転中の**携帯電話OK**です。

自動運転中、**直ちに運転を引き継げることを条件に**、携帯電話等の使用が容認されました。

ただし、「**飲酒**」や「**居眠り**」といった行為は認められません。



自動運行装置使用条件違反



4. 作動状態の**記録と保存**とが必要です。

作動状態記録装置の整備と記録保存を義務付け、正常な「作動状態記録装置」を備えていない自動運転車の運転は禁止されました。



作動状態記録装置不備違反



5. 自動運行装置も**整備対象**です。

自動運行装置にかかわる「整備不良車両」に関する罰則等の規定が整備されました。



自動運行装置の整備不良



6. 高速道路の加速車線も本線と同じ**最高速度**になりました。

将来、自動運行装置が加速・本線に合流できるようにするためです。

★罰則も新設されました★

自動運行装置使用条件違反

違反点数

作動状態記録装置不備

自動運行装置の整備不良

2点

反則金

大型車 12,000 円

普通車 9,000 円

二輪車 7,000 円

原付車 6,000 円

